

令和4年10月吉日

お客様 各位

益田信用組合

## 「電子交換所」設立に伴うお手続きについて

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

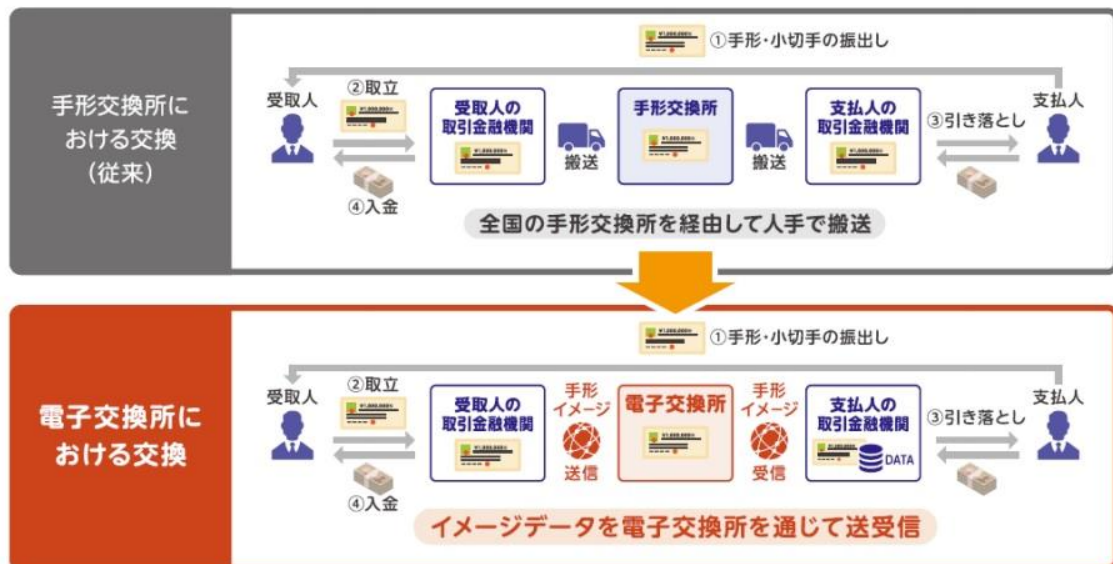
さて、全国銀行協会では、令和4年11月に「電子交換所」を設立することを決定し、設立以降は、原則、すべての手形・小切手が電子データで交換を行う「電子交換所」での取扱いに変更されます。

これに伴い、「当座勘定規定」および「手数料」を改定させていただきます。

何卒ご理解いただき、今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 1. 「電子交換所」とは

今までは人手を介して搬送していた小切手・手形ですが、「電子交換所」によって金融機関間の小切手・手形の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。



## 2. 当座勘定規定の改定について

「電子交換所」の決済開始日である令和4年11月4日（金）より、当座勘定規定および手形用法、小切手用法を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

### (1) 改定日

令和4年11月4日（金）

### (2) 対象となる規定

#### ○ 当座勘定規定

当座勘定規定（一般用）、当座勘定規定（専用約束手形口用）、小切手用法、約束手形用法、為替手形用法

### (3) 改定内容

- 振出人等への支払済手形の受戻し期限と同期限経過後の取扱いを追加
- イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙の確認を行う旨の免責規定を追加
- 全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱禁止に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除

※ただし、廃止は電子交換所の交換決済開始日の令和4年11月4日となります。

詳しくは、別紙の新旧対照表をご参照ください。

## 3. 各種手数料の変更と郵送による取立廃止について

交換による取立は、原則すべての小切手・手形が「電子交換所」での取扱いとなることから、現行の手数料の同地交換所を「電子交換所」扱いとして適用させていただき、事務コストに応じた手数料金額へ見直しを図り、下記のとおり手数料を改定させていただきます。

また、郵送による取立は「電子交換所」設立後は、全国どこでも「電子交換所」での取扱いに変更されることから、電子交換所参加金融機関（当組合本支店含む）が支払金融機関となる令和4年11月3日（木（祝））以降を支払期日とする手形ならびに小切手については、今後、原則、郵送による取立は廃止させていただきます。

なお、「電子交換所」へ参加されていない金融機関への取立の場合や交換呈示の場合等は、郵送による取立となりますので、あわせて手数料を改定させていただきます。

### (1) 代金取立手数料（1件あたり／税込）

（改定日）令和4年11月2日（水）受付分（割引・担保手形の場合は申込受付分）より

<改定前>

取引区分		手数料
同地	同一店	0円
	他支店	0円
	他行	220円
隔地	普通	660円
	至急	880円

※高山交換所内の旧益田地区の小切手入金は無料

<改定後>

取引区分		手数料
電子交換所	同一店	0円
	他支店	0円
	他行	660円
個別取立※		1,100円

※電子交換所に不参加金融機関宛

(2) 小切手・手形発行手数料 (税込)

(改定日) 令和4年11月1日(火) 受付分より

取引区分	改定前	改定後
小切手帳50枚	550円	1,100円
手形帳25枚	550円	1,100円
自己宛小切手1枚	440円	1,100円

(3) 取立手形の組戻料、不渡手形の返却料 (1件あたり/税込)

(改定日) 令和4年11月1日(火) 受付分より

取引区分	改定前	改定後
取立手形の組戻料	660円	880円
不渡手形の返却料	660円	880円

4. 電子的決済手段への移行について

金融業界では、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら**令和8年(2026年)度までに小切手・手形の全面的な電子化を目指しています**。当組合でも、経理事務等の効率化やペーパーレス化に向けた「ますしんビジネスバンキング」や「ますしんでんさいネット」のサービスを用意しておりますので、電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

サービス	特徴
ますしんビジネスバンキング	パソコンからインターネットを通じて預金残高や入出金明細の照会、振替や小切手の代替となる振込が行えたり、総合振込・給与賞与振込・口座振替が行える、法人・個人事業主用のサービスです。
ますしんでんさいネット	全国の金融機関が参加する電子記録債権を記録・流通させるインフラサービスで、手形の発行や支払に関する事務負担が軽減され、ペーパーレスであるため、紛失や盗難リスクもありません。

※詳しくは、当組合ホームページもしくはお取引店へお問い合わせください。 以上